

野田市一般職の職員の期末手当及び  
勤勉手当の支給に関する規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

令和4年12月21日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第66号

### 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年野田市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の101.5」を「6月に支給する場合には100分の101.5」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の111.5を超え100分の121以下」を加え、同条第2号中「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の105を超え100分の111.5以下」を加え、同条第3号中「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同条第4号中「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95未満、12月に支給する場合には100分の105」に改める。

第14条の2第1号中「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45超、12月に支給する場合には100分の50」に改め、同条第2号中「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改め、同条第3号中「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45未満、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

第2条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「6月に支給する場合には100分の101.5を超え100分の111以下、12月に支給する場合には100分の111.5を超え100分の121」を「100分の106.5を超え100分の116」

に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の95を超え100分の101.5以下、12月に支給する場合には100分の105を超え100分の111.5」を「100分の100を超え100分の106.5」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合には100分の95未満、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改める。

第14条の2第1号中「6月に支給する場合には100分の45超、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の45未満、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。